

# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画地区計画の変更

代官山地区地区計画

神南二丁目・宇田川町地区地区計画

表参道地区地区計画

旧山手通り地区地区計画

神宮前五丁目・六丁目地区地区計画

本町二・三丁目地区地区計画

広尾五丁目地区地区計画

桜丘地区地区計画

渋谷駅東口地区地区計画

渋谷駅地区地区計画

笹塚駅南口地区地区計画

神宮前一・三・四丁目地区地区計画

渋谷三丁目地区地区計画

道玄坂一丁目地区地区計画

千駄ヶ谷五丁目北地区地区計画

笹塚一丁目東地区地区計画

公園通り・宇田川周辺地区地区計画

東京都市計画防災街区整備地区計画の変更

本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画

## 2 理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)が平成27年6月24日及び平成28年6月23日に改正施行されたことに伴い、その整合を図るため、渋谷区決定の全ての地区計画(18地区)において、建築物等の用途の制限に関する都市計画の変更を行う。